

令和8年3月3日

お客さま各位

はばたき信用組合

貸金庫規定改定のお知らせ

平素は当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合では、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を受けて、金融機関による貸金庫業務の適正化を図ることが求められたことから、当該業務に係る貸金庫規定を下記の通り改定いたしましたのでお知らせいたします。

尚、改定後の規定は、以前からご利用いただいておりますお客さまに対しても、改定日即日で適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 対象規定

貸金庫規定（従来の一般型規定、全自動型規定を統合いたしました）

2. 改定内容

（1）主な改定内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

（2）改定後の規定

[当組合ホームページ > 便利なサービス > 貸金庫 > [貸金庫規定](#)] に掲載

3. 改定日

令和8年3月1日

4. ご留意点

現在、貸金庫をご利用中のお客さまには以下のご対応をお願いいたします。

- （1）貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回以降の貸金庫利用の際に、現金をお取出しいたきますようお願いいたします。
- （2）上記2.（1）②に記載の書面「貸金庫借用に関する申告書」を、お届けいただいている住所宛に郵送させていただきますので、別途指定する期日までにご返信いただきますようお願いいたします。

以上